資料編

- 1 参考指標一覧
- 2 関連する主な個別計画等一覧
- 3 SDGs (持続可能な開発目標) について
- 4 歴史年表
- 5 文化財一覧
- 6 関係条例など
- 7 策定経過
- 8 用語解説

巻末 資料編

1 参考指標一覧

施策分野	指標	現状	めざす方向性	備考 (現状値の時点等)
1 - 1 人権・平和・ 男女共同参画	審議会などにおける女性委員の比率	37.4%	↑ (増加)	平成31年4月1日時点(町 審議会等の女性委員の割合)
1 - 2	自治会加入世帯数	8,381 世帯	↑ (増加)	令和元年 6 月 1 日時点
参画・協働・ 情報共有	町ホームページのアクセス件数 (トップページへの月平均アクセス数)	20,332件	↑ (増加)	平成 30 年度実績
1-3 交流・多文化共生	外国の人と友達になったり、外国の ことについてもっと知ったりして みたいと思う児童・生徒の割合	小学校 71.4% 中学校 69.9%	↑ (増加)	平成 31 年度全国学力・学習 状況調査(小学 6 年・中学 3 年対象)
	森林ボランティア登録者数	116人	↑ (増加)	平成 31 年 4 月時点(町内の森林ボランティア団体の登録者数)
2 - 1 環境保全	町内の二酸化炭素年間排出量	147千t	↓ (減少)	平成 28 年度実績 (環境省 「部門別 CO2 排出量の現況推計」 より)
	住民1人1日当りのごみ排出量	656g/人	↓ (減少)	平成 30 年度実績
2-2 都市計画・住環境	生産緑地地区の指定面積	約 1.83ha	↑ (増加)	平成 31 年 4 月 1 日時点
2-3	橋りょうの補修・補強の進捗率	29.2%	1 (100%)	平成 30 年度末時点 (橋梁長寿 命化修繕計画に基づく進捗率)
都市基盤	公園面積	12.1ha	↑ (増加)	平成 30 年度末時点(町管理 公園及び淀川河川公園の面積)
2 - 4 上下水道	水道管路の耐震適合化率	28.5%	↑ (増加)	平成 30 年度末時点
工下小垣	公共下水道の人口普及率	95.7%	↑ (増加)	平成 30 年度末時点
	自主防災組織の加入率	46.4%	↑ (増加)	平成 31 年 4 月 1 日時点
3 - 1 防災・危機管理	各団体・事業者との防災協定締結数	44 件	↑ (増加)	平成 30 年度末時点
	町有建築物の耐震化率	82.1%	† (100%)	平成 31 年 4 月 1 日時点
3-2	火災発生件数	4件	↓ (0 をめざす)	平成 30 年実績(1 ~ 12 月)
消防・救急	普通救命講習の年間受講者数	296人	↑ (増加)	平成 30 年度実績
3-3	交通事故の発生件数	41 件	↓ (減少)	平成 30 年実績(1 ~ 12 月)
交通安全・防犯・ 消費者保護	刑法犯罪の発生件数	119件	↓(減少)	平成 30 年実績(1 ~ 12 月)

施策分野	指標	現状	めざす方向性	備考(現状値の時点等)
4 − 1 健康・医療	健康寿命	男性 80.61 歳 女性 84.56 歳	↑ (増加)	平成 28 年度 (大阪府健康医療部保健医療室健康づくり課 「健康寿命算出方法の指針」 より)
	特定健診の受診率	37.4%	↑ (増加)	平成 29 年度実績(国民健康 保険加入者の受診割合)
4-2	コミュニティソーシャルワーカーの 活動件数	528 件	↑ (増加)	平成 30 年度実績
地域福祉	生活困窮者への自立支援による就労 者数	9人	↑(増加)	平成 30 年度実績 (生活保護 制度、生活困窮者自立支援事 業による就労支援の実績)
4 - 3 高齢者福祉	高齢者のうち、要支援・要介護認定 を受けている人の割合(総合事業対 象者を含む)	65 歳以上 17.0%	↓ (減少)	平成 30 年度実績
间部1日181年	いきいき百歳体操の参加率	65 歳以上 7.5% 75 歳以上 10.5%	↑(増加)	平成 30 年度実績
4 - 4	児童発達支援事業の利用児童数	43 人	↑(増加)	平成 30 年度実績
障害者福祉	福祉施設から一般就労への移行者数	7人	↑(増加)	平成 30 年度実績
4 - 5 生涯学習・スポーツ	町立図書館の年間来館者数	121,400人	↑(増加)	平成 30 年度実績
5 - 1	保育所の待機児童数	107人	↓ (0 をめざす)	令和2年3月1日時点
子ども・子育て支援	学童保育の待機児童数	0人	→ (0を維持)	令和2年3月1日時点
	学力調査の平均正答率が全国平均を 上回る教科の割合	小学校 100% 中学校 100%	→ (維持)	平成 31 年度全国学力・学習 状況調査 (小学 6 年・中学 3 年対象)
5 - 2 学校教育	実用英語検定3級相当以上の英語力 をもつ中学3年生の割合	71.5%	→ (維持)	令和元年度英語教育実施状況 調査
	家で自分で計画を立てて勉強してい る児童・生徒の割合	小学校 67.4% 中学校 46.6%	†(増加)	平成 31 年度全国学力・学習 状況調査(小学 6 年・中学 3 年対象)
	商店街の空き店舗数	16 店舗	↓ (減少)	令和元年 11 月時点
6−1 産業・労働	ファミリー農園の利用区画数	393 区画	↑ (増加)	令和元年 11 月時点
	町内の事業所数・従業者数	616 事業所 7,052 人	↑ (増加)	平成 28 年経済センサス
6-2	歴史文化資料館の利用者数	10,891人	↑ (増加)	平成 30 年度実績
歴史・文化	町文化財の指定件数	7件	↑ (増加)	令和元年度末時点
6 − 3 観光・魅力発信	新聞掲載件数	38件	↑(増加)	平成 30 年度実績(町の施策、 町内のイベント、自然・歴史・ 産業などの地域資源について の記事件数)
7-1	経常収支比率	101.7%	↓ (100%未満)	平成 30 年度実績
行財政運営	計画期間中における新たな連携事業 数(自治体、事業者など)	-	↑ (増加)	自治体、企業、大学等と新た に連携した件数

2 関連する主な個別計画等一覧

施策分野	計画等の名称	計画期間	計画の概要
1 - 1 人権・平和・男女共同参画	第2期島本町男女共同参画社会をめざす 計画・改定版 (しまもとスマイルプラン)	平成 24 年度~ 令和 3 年度	男女共同参画、女性活躍、DV対策等の施策を 推進するための計画
2 - 1 環境保全	島本町環境基本計画	平成 27 年度~ 令和 6 年度	環境保全に関する中長期的な目標と施策の基本的な方向を明らかにし、環境行政の推進を図る
	島本町生物多様性保全・創出ガイドライン	令和元年度~	生物多様性のあり方や配慮すべき事項について示す
	島本町森林整備計画	令和 2 年度~ 令和 11 年度	森林整備の基本的な考え方、区域、森林施業の方法 路網整備の考え方などを示す
	第四期島本町地球温暖化対策実行計画	平成 29 年度~ 令和 3 年度	町の事務・事業で排出される温室効果ガス量の 把握、削減、吸収作用の保全・強化を図る
	第8期島本町分別収集計画	平成 29 年度~ 令和 3 年度	容器包装廃棄物を分別収集し、最終処分量の削減 を図るための方針を示す
	島本町一般廃棄物処理基本計画	令和 2 年度~ 令和 16 年度	計画的かつ適正な廃棄物処理の推進を図るための 基本方針
	島本町都市計画マスタープラン	平成 24 年度~ 令和 3 年度	都市計画の基本方針として、都市の将来像を示し 地域別の課題に応じた整備方針などを定める
2-2	島本町空家等対策計画	令和 2 年度~ 令和 11 年度	空家等対策を総合的かつ計画的に推進するための 基本指針
都市計画・住環境	島本町営住宅長寿命化計画	平成 25 年度~ 令和 4 年度	町営住宅の修繕、改善、建替えなどの活用手法を 定め、長期的な維持管理を図る
	島本町公共施設総合管理計画	平成 28 年度~ 令和 7 年度	公共施設(公共建築物・インフラ) の総合的かつ 計画的な管理を推進するための計画
	島本町都市計画マスタープラン	(再掲)	
2-3 都市基盤	島本町バリアフリー基本構想	平成 20 年度~	鉄道駅を中心とした地区で、駅とまちのバリフ フリー化の推進を図る
	島本町橋梁長寿命化修繕計画	平成 23 年度~ 令和 42 年度	橋梁の予防的な維持管理を行い、安全・安心な 道路ネットワークを維持し、維持費の縮減を図る
	島本町公共施設総合管理計画	(再掲)	
	島本町地域水道ビジョン	平成 24 年度~ 令和 3 年度	水道事業の将来像とそれを実現するための施策 工程を示す
	水道管路更新等計画	平成 26 年度~ 令和 5 年度	水道管の計画的な更新を図る
2-4 上下水道	島本町水道事業財政計画	平成 30 年度~ 令和 3 年度	水道事業の中期的な収支見通し等を示す
	公共下水道事業計画	_	公共下水道の施設の配置等を定める計画
	島本町公共下水道事業財政健全化計画	平成 30 年度~ 令和 3 年度	公共下水道事業の中期的な収支見通しと経営健全 化の取組を示す
	島本町公共施設総合管理計画	(再掲)	
	島本町地域防災計画	_	災害予防・対策・復旧に関し、町や関係機関の 役割を定め、防災活動の推進を図る計画
	島本町避難行動要支援者避難支援プラン(全体計画)	平成 27 年度~	自力避難困難な要支援者の登録や避難支援について 定める
	島本町業務継続計画(BCP)	平成 30 年度~	業務等を整理し、発災時に優先度の高い業務を 継続し、通常業務の早期復旧を図る
3 – 1	島本町国民保護計画	平成 18 年度~	武力攻撃等から住民の生命・身体・財産を保護し 被害を最小限にとどめるための計画
防災・危機管理	島本町住宅・建築物耐震改修促進計画	平成 29 年度~ 令和 7 年度	公共施設、その他建築物、住宅などの耐震化を 促進するための指針
	島本町公共施設耐震化基本計画	平成 21 年度~	公共施設に対し、耐震改修の促進を図る
	島本町新庁舎建設基本計画	令和元年度~	新庁舎建設を進めるために必要な基本事項を調査 検討し、設計や建設のための要件を示す
	島本町公共施設総合管理計画	(再掲)	
	公共下水道事業計画	(再掲)	

施策分野	計画等の名称	計画期間	計画の概要
	健康づくり事業・食育の取組における 基本方針	令和元年度~	食育推進の視点も含めた健康づくり事業における 方針
4-1	島本町新型インフルエンザ等対策行動 計画	平成 26 年度~	新型インフルエンザや新感染症が発生した場合の 対策を定めた計画
健康・医療	第 3 期島本町国民健康保険特定健康 診査等実施計画	平成 30 年度~ 令和 5 年度	効果的、効率的な特定健診・特定保健指導を実施 するための計画
	島本町国民健康保険第2期データ ヘルス計画	令和元年度~ 令和 5 年度	レセプトデータ等の分析に基づき、国保加入者へ の効果的な保健事業の推進を図る
4 - 2 地域福祉	第4期島本町地域福祉計画/第1期 島本町自殺対策計画	令和元年度~ 令和 5 年度	総合的な地域福祉の推進を図る計画(各福祉分野 と連携しながら自殺予防を推進する計画も包含)
4-3 高齢者福祉	第7期島本町保健福祉計画及び介護 保険事業計画	平成 30 年度~ 令和 2 年度	高齢者に対する保健福祉施策、介護サービス等を 円滑に実施するための方針を示す
4 - 4	第3次島本町障害者計画	平成 30 年度~ 令和 5 年度	全体的な障害者福祉施策の方向性を示す
障害者福祉	第 5 期島本町障害福祉計画/第 1 期島本町障害児福祉計画	平成 30 年度~ 令和 2 年度	障害福祉サービス・障害児支援サービスの目標や 見込量等を定める
4-5	教育・保育重点目標及び関係機関に 対する指示事項	(単年度)	特色ある教育・保育行政を実現するための具体的 方策として毎年度策定
生涯学習・スポーツ	島本町子ども読書活動推進のための方針	令和元年度~	子どもの読書活動を推進するための方針
	第二期島本町子ども・子育て支援事業 計画	令和 2 年度~ 令和 6 年度	子ども・子育て支援施策を総合的に推進
	島本町保育基盤整備加速化方針	平成 30 年度~	保育所の待機児童・過密化の早期解消及び耐震 対応を図るための保育施設整備方針
5 - 1 子ども・子育て支援	第 4 期島本町ひとり親家庭等自立促進 計画	令和 2 年度~ 令和 6 年度	ひとり親家庭や寡婦への支援施策の方向性を定める
	教育・保育重点目標及び関係機関に 対する指示事項	(再掲)	
	第2期島本町まち・ひと・しごと創生 総合戦略	令和 2 年度~ 令和 6 年度	地方創生施策を総合的・計画的に実施するための 計画
5 - 2 学校教育	教育・保育重点目標及び関係機関に 対する指示事項	(再掲)	
6-1	第 2 期島本町まち・ひと・しごと創生 総合戦略	(再掲)	
産業・労働	島本町森林整備計画	(再掲)	
6-2 歴史・文化	教育・保育重点目標及び関係機関に 対する指示事項	(再掲)	
6-3 観光・魅力発信	第2期島本町まち・ひと・しごと創生 総合戦略	(再掲)	
	第六次島本町行財政改革プラン	平成 30 年度~ 令和 4 年度	行財政改革を継続的・総合的に推進するための計画
7-1	島本町公共施設総合管理計画	(再掲)	
行財政運営	島本町人材育成基本方針	平成 29 年度~	職員の能力向上・能力開発を推進し、組織経営 感覚を持った職員の養成を推進する
	島本町特定事業主行動計画	令和 2 年度~ 令和 7 年度	町職員の仕事と家庭の両立、女性活躍の推進を図る

※令和2年度時点で策定済(開始予定)の計画、計画に準ずる方針等を記載

■ 3 SDGs(持続可能な開発目標)について

「SDGs」(Sustainable Development Goals・持続可能な開発目標)は、平成27 (2015)年に国連サミットで令和12 (2030)年までの長期的な開発の指針として採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核を成す国際目標です。発展途上国のみならず、先進国を含む国際社会全体の開発目標として、持続可能な世界を実現するための包括的な17の目標(ゴール)と169のターゲットから構成され、「誰一人として取り残さない」社会の実現をめざし、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する統合的な取組が示されています。

国では、平成 28 (2016) 年に「持続可能な開発目標 (SDGs) 推進本部」を設置し、SDGs 実施のための国の指針「持続可能な開発目標 (SDGs) 実施指針」を決定しました。その中では、国として優先的に取り組むべき 8 つの優先課題と具体的施策を定めるとともに、SDGs 推進にあたっての自治体の役割の重要性を指摘しています。また、平成29 (2017) 年には「まち・ひと・しごと創生総合戦略 2017 改訂版」が閣議決定され、地方自治体における SDGs の取組推進が位置付けられました。

本町の「第五次総合計画」においても、SDGsの目標を踏まえて、持続可能な地域 社会づくりに取り組んでいくため、基本計画の施策分野ごとに関連する主な目標(ゴール) を示し、整理を行っています。



目標 1 貧困

あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる。



目標 2 飢餓

飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善 を実現し、持続可能な農業を促進する。



目標3 保健

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を 確保し、福祉を促進する。



目標 4 教育

すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を 確保し、生涯学習の機会を促進する。



目標 5 ジェンダー

ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び 女児の能力強化を行う。



目標 6 水・衛生

すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。



目標フ エネルギー

すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能 な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する。



目標8 経済成長と雇用

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ 生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ ワーク) を促進する。



目標 9 インフラ、産業化、イノベーション

強靭 (レジリエント) なインフラ構築、包摂的かつ持続 可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。



目標 10 不平等

国内及び各国家間の不平等を是正する。



目標 11 持続可能な都市

包摂的で安全かつ強靭 (レジリエント) で持続 可能な都市及び人間居住を実現する。



目標 12 持続可能な消費と生産

持続可能な消費生産形態を確保する。



目標 13 気候変動



気候変動及びその影響を軽減するための緊急対 策を講じる。



目標 14 海洋資源

持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を 保全し、持続可能な形で利用する。



目標 15 陸上資源

歴域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能 な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・ 回復及び生物多様性の損失を阻止する。



目標 16 平和

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべて の人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて 効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。



目標 17 実施手段

持続可能な開発のための実施手段を強化し、 グローバル・パートナーシップを活性化する。



/ 施策との対応表

SDGs の 17 ゴール	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
	貧困	飢餓	健	教育	ジェンダー	水・衛生	エネルギー	経済・雇用	インフラ・産業	不平等	都市	消費・生産	気候変動	海洋資源	陸上資源	平和	実施手段
施策分野	1 555 j h † † †	2 ===	3 H-TGALE	4 Medicals	5 2225-1981 5 2225-1981	6 ERENES	7 EMF-MARK	8 ### **	9 ======	10 (CRATES)	11 Ballions Ba	12 2011	13 MARIE	14 angum	15 555°°°	16 Proces	17====
1-1 人権・平和・男女共同参画	A11114				¥	Y	*		300		AHHE		<u> </u>)4D	<u> </u>		_ 69]
1-2 参画・協働・情報共有																	
1-3 交流・多文化共生										•							
2-1 環境保全																	
2-2 都市計画・住環境																	
2-3 都市基盤									•		•						
2-4 上下水道						•					•						
3-1 防災・危機管理																	
3-2 消防・救急											•		•				
3-3 交通安全・防犯・消費者保護			•														
4-1 健康・医療																	
4-2 地域福祉	•	•						•		•							
4-3 高齢者福祉			•														
4-4 障害者福祉			•							•							
4-5 生涯学習・スポーツ				•													
5-1 子ども・子育て支援	•		•	•												•	
5-2 学校教育				•						•						•	
6-1 産業・労働		•		•				•	•						•		
6-2 歴史・文化				•							•						
6-3 観光・魅力発信								•				•					
7-1 行財政運営																	

4 歴史年表

4 位丈午衣					
時	弋/年代		できごと		
	2~1万	年前	島本の地に人が住み始める(山崎西遺跡)		
	6世紀中	頃	古墳が築かれる(越谷古墳群・源吾山古墳群・神内古墳群)		
原始	大宝1	(701)	僧行基が西八王子社(現:若山神社)を創建したと伝える		
古代	和銅4	(711)	嶋上郡に大原駅を置く		
	天平勝宝8	(756)	「摂津職嶋上郡水無瀬荘図」作られる(この頃、水無瀬荘が東大寺の荘園となる)		
	延暦 11	(792)	桓武天皇、以後たびたび水無瀬野に遊ぶ		
	弘仁2	(811)	嵯峨天皇、水無瀬野に遊び、山崎駅に宿す		
	長徳2	(996)	内大臣藤原伊周、左遷の途中、関戸院(現:関大明神社の場所)に滞在		
平安	治安2	(1022)	藤原道長、高野山からの帰途、関戸院でもてなしを受ける		
時代	治承3	(1179)	歌人・待宵小侍従が尼となり、石清水八幡宮や桜井に住む		
	寿永2	(1183)	平時忠、都落ちの途中、関戸院から男山を拝し、環京を祈る		
	正治1	(1199)	この頃、後鳥羽上皇、水無瀬殿(離宮)建立		
併会	建保4	(1216)	洪水のため水無瀬殿流失		
鎌倉時代	建保5	(1217)	新しく水無瀬殿を建立		
	延応1	(1239)	後鳥羽上皇、隠岐で没す(この後、上皇に仕えていた藤原信成・親成親子が		
			水無瀬殿跡に御影堂を建立し、上皇をまつる=水無瀬神宮の前身)		
南北朝	延元1	(1336)	楠木正成が子の正行と桜井で別れ湊川に出陣(「太平記」桜井の別れの伝承)		
時代	正平8	(1353)	後村上天皇、水無瀬御影堂に願文を寄せる		
室町	長享2	(1488)	連歌師の宗祇・肖柏・宗長、水無瀬御影堂に「水無瀬三吟百韻」を奉納		
時代	文亀2	(1502)	連歌師の宗鑑、この頃から山崎宗鑑と署名(町内に屋敷跡の伝承あり)		
	慶安3	(1650)	高槻藩主・永井直清、桜井に待宵小侍従顕彰碑を建立		
	元禄1	(1688)	松尾芭蕉、山崎宗鑑の遺跡を訪ねる		
江戸	元禄8	(1695)	山崎渡し・水無瀬渡し(広瀬渡し)の渡船管理、広瀬村に移る		
時代	正徳2	(1712)	水無瀬川で製油のための水車運行はじまる		
	享保2	(1717)	この頃、水無瀬川付け替え(以後、高浜渡し盛んになる)		
	天明2	(1782)	桜井で陶器製造始まる(桜井焼・楠公焼などと呼ばれ、大正時代まで続く)		
	天保2	(1831)	東大寺村の住民が「おかげ踊り図絵馬」を西八王子社(現:若山神社)に奉納		
	明治4	(1871)	一部を除く各村、大阪府の管轄に入る		
	明治6	(1873)	山崎村と東大寺村の一部、京都府から大阪府に編入		
明治	明治7	(1874)	小学校できる(現:第一小学校の前身、当初は広瀬の阿弥陀院内に開設)		
	明治9	(1876)	官設鉄道の大阪~向日町間が開通、「山崎」駅開設(現:JR山崎駅)		
	明治 22	(1889)	「島本村」が誕生(大沢・尺代・山崎・東大寺・広瀬・桜井・高浜の7村が合併、 当時の人□約 2,600 人)		
	大正 4	(1915)			
		(1921)	山崎郵便局で電話交換はじまる		
大正		(1923)			
		(1926)			
	ΛШ 13	(1520)			

	時代 / 年代		できごと
	昭和3	(1928)	新京阪電鉄高槻〜西院間が開通、「大山崎」駅開設(現:阪急大山崎駅)
	昭和7	(1932)	国道 171 号線できる
	昭和 10	(1935)	新京阪電鉄「上牧桜井ノ駅」駅開設(現:阪急上牧駅)
	昭和 13	(1938)	島本郵便局できる(山崎→のち東大寺に移転、現:島本東大寺郵便局)
	昭和 14	(1939)	新京阪電鉄「桜井ノ駅」駅開設(現:阪急水無瀬駅)、楠公道路できる
	昭和 15	(1940)	「島本町」が誕生(町制を施行、当時の人口約6,000人)
	昭和 16	(1941)	史跡桜井駅跡に記念館できる(麗天館、現:歴史文化資料館)
	昭和 20	(1945)	大阪水上隣保館が戦災のため大阪市内から移転(現:遙学園などの前身)
	昭和 21	(1946)	山崎保育園できる
	昭和 22	(1947)	町立中学校できる(現:第一中学校、当初は小学校内に開設)
	昭和 27	(1952)	町教育委員会が発足、町営住宅の建設はじまる
	昭和 28	(1953)	町立保育所できる(旧:第一保育所、東大寺に開設)
	昭和 32	(1957)	町営プールできる
	昭和 34	(1959)	上水道の一部給水開始
	昭和 35	(1960)	町制施行 20 周年、島本町社会福祉協議会が発足
	昭和 36	(1961)	人口1万人を超える
	昭和 37	(1962)	山崎の渡し廃止、島本町商工会が発足
	昭和 38	(1963)	小学校で完全給食、第二保育所できる(江川)、名神高速道路開通、阪急京都線高架化
	昭和 39	(1964)	第二小学校できる、第1回町文化祭を開催、東海道新幹線営業開始
	昭和 40	(1965)	島本水無瀬郵便局できる
HTTI TO	昭和 42	(1967)	第1回町体育祭を開催(現:町民スポーツ祭)、豪雨被害で災害救助法適用
昭和	昭和 43	(1968)	町章を制定
	昭和 44		山崎幼稚園できる
		(1970)	
	昭和 46	(1971)	町立幼稚園できる(現:第一幼稚園、当初は桜井に開設)、 キリスト教保育専門学院できる(現:大阪保育福祉専門学校)
	昭和 47	(1972)	町福祉事務所を設置、清掃工場・大数浄水場できる、町の木・町の花を制定
	昭和 48	(1973)	住民センター・ホールが開館(広瀬から役場移転)、第三小学校できる 第三保育所できる(青葉)、人口 2 万人を超える
	昭和 49	(1974)	府立島本高校できる、大沢キャンプ場できる
	昭和 50	(1975)	島本町史を発行、第二幼稚園できる(東大寺)、都市計画道路水無瀬鶴ヶ池線が開通
	昭和 51	(1976)	淀川河川公園島本地区できる、第四保育所できる(桜井)
	昭和 52	(1977)	第二中学校できる
	昭和 53	(1978)	解放会館できる(現:人権文化センター)、図書館できる(広瀬) 消防本部が移転 (広瀬→若山台)、島本高校ラグビー部が全国大会初出場 (その後も3回出場)
	昭和 54	(1979)	障害者授産施設できる(やまぶき園の前身、当初は江川に開設)
	昭和 55	(1980)	町制施行 40 周年、第二保育所が移転(江川→広瀬)
	昭和 56	(1981)	町立体育館できる、第四小学校できる
	昭和 57	(1982)	第一次総合計画を策定、町民憲章を制定
	昭和 59	(1984)	情報公開制度を開始
	昭和 60	(1985)	「離宮の水」が名水百選に選ばれる、人権擁護に関する基本条例を制定 個人情報保護制度を開始
	昭和 62	(1987)	人口3万人に到達、「核兵器廃絶・平和都市」宣言
	[万五円 6つ	(1000)	山峽光、プロスキス 町光口化 芝山ム松炉眼落 町市初の五場市松老

昭和 63 (1988) 山崎ポンプ場できる、町道尺代・若山台幹線開通、町内初の百歳高齢者

	時代 / 年代		できごと
	平成 1	(1989)	水無瀬駅前ロータリーが完成、防災行政無線を整備
	平成2	(1990)	町制施行 50 周年、第三保育所が閉園、公共下水道の一部供用開始
	平成3	(1991)	清掃工場建替え、特別養護老人ホームできる (弥栄の郷)
	平成4	(1992)	町立やまぶき園が移転(青葉の旧第三保育所施設に)、シルバー人材センター開設
	平成5	(1993)	第二次総合計画を策定、役場などで完全週休五日制、乳幼児医療費助成を開始
	平成6	(1994)	全町でごみ分別収集を開始、第一幼稚園が移転(桜井→青葉)
	平成7	(1995)	阪神・淡路大震災(町内でも負傷・建物破損等の被害)、老人保健施設できる(若山荘)
	平成8	(1996)	水道部庁舎できる、ふれあいセンターが開館(図書館もセンター内に移転)
	平成9	(1997)	なみはや国体に伴い町内でレディース・バレーボール大会を開催、教育センター開設
	平成 10	(1998)	府営水道(高度浄水処理水)を一部導入
	平成 12	(2000)	町制施行 60 周年、介護保険制度開始
	平成 13	(2001)	町ホームページを開設、山崎保育園が移転、第一保育所が閉園
	平成 14	(2002)	小中学校で完全週休五日制
	平成 15	(2003)	第三次総合計画を策定、水無瀬川緑地公園・町営緑地公園住宅できる 人口が3万人を割り込む
平成	平成 18	(2006)	英語教育特区に認定、地域包括支援センターを設置、「いきいき百歳体操」開始
	平成 20	(2008)	JR「島本」駅開業、歴史文化資料館を開設、文化財保護条例を制定
	平成 22	(2010)	町制施行 70 周年、まちづくり基本条例を制定
	平成 23	(2011)	人口が再び3万人を超える、第四次総合計画を策定 水無瀬駅バリアフリー化工事完成
	平成 24	(2012)	町税・水道料金等のコンビニ納付開始、豪雨により町内で浸水被害
	平成 25	(2013)	小学校普通教室にエアコン設置、住民ホールを廃止
	平成 26	(2014)	尺代5号線を整備、町立プールを廃止
	平成 27	(2015)	パスポート発給事務を高槻市に委託、民間保育園できる(高浜学園) 町フェイスブックを開始、広報誌をリニューアル(A4・一部カラー化)
	平成 28	(2016)	ごみ袋の透明・半透明化を実施、通学路に防犯カメラ設置 小規模保育事業所できる(RICホープ島本保育園)
	平成 29	(2017)	中学校で完全給食、フランクフォート市と姉妹都市提携 し尿処理事務を高槻市に委託、北摂地区で図書館共同利用を開始 地域密着型特別養護老人ホームできる(島本の郷) 小規模保育事業所できる(ぬくもりのおうち保育島本園) 町のマスコットキャラクター「みづまろくん」が誕生
	平成 30	(2018)	大阪府北部地震・西日本豪雨・台風 21 号で町内に被害 保育基盤整備加速化方針を策定
令和	令和 1 (平成 31)	(2019)	高槻市と観光連携協定、生産緑地地区を指定、やまぶき園・第二幼稚園が閉園町立キャンプ場を廃止、障害者地域生活支援拠点施設できる(地域福祉支援センター島本)小規模保育事業所2か所できる(ぬくもりのおうち保育若山台園、るりの詩保育園)民間保育園できる(RICホープ水無瀬保育園)
	令和 2	(2020)	町制施行 80 周年、第五次総合計画を策定、大阪青凌中学・高校が移転開校

5 文化財一覧

3 人心が 見						
指定	分野	種別	名称	指定年		
	国宝	書 跡 等	後鳥羽天皇宸翰御手印置文	大 正 2		
	<u> </u>	絵 画	紙本著色後鳥羽天皇像(伝藤原信実筆)	昭和 24		
	重要文化財	建築物	水無瀬神宮客殿	大正 15		
		度 荣 初 	水無瀬神宮茶室	大正 15		
			後鳥羽院御置文案文	明治 30		
		書跡等	後鳥羽院宸翰御消息	大 正 9		
			紙本墨書後村上天皇宸翰御願文	昭和 10		
	史 跡	史 跡	桜井駅跡(楠正成伝説地)	大正 10		
国			後鳥羽天皇御四百回忌御法楽御短冊 (後水尾天皇宸翰以下 20 葉)			
型	重要美術品	書跡等	後水尾天皇宸翰御懐紙(後鳥羽天皇御製「見わたせば」)			
			御歴代宸翰御法楽御短冊(後西天皇宸翰以下 25 葉)			
			島本町立歴史文化資料館(旧麗天館)	平成 27		
			水無瀬神宮本殿	平成 28		
			水無瀬神宮拝殿及び幣殿			
	国 登 録 有形文化財	建築物	水無瀬神宮手水舎			
			水無瀬神宮神庫			
			水無瀬神宮神門及び築地塀			
			若山神社本殿	平成 30		
	府 指 定	建築物	関大明神社本殿 附:棟札(12枚)	昭和 22		
大	有形文化財	有形民俗文化財	若山神社「東大寺村おかげ踊図絵馬」	平成 16		
大阪府			大沢のすぎ	昭和 52		
NJ	府 指 定 天然記念物	植物	尺代のやまもも	昭和 53		
			若山神社のツブラジイ林	平成 14		
		歴史資料	水無瀬駒 関連資料	平成 21		
			神像(伝 聖徳太子七歳像)	平成 22		
島	m 1145	彫 刻	宝城庵 薬師如来立像	平成 23		
島本町	町 指 定 文 化 財		勝幡寺 薬師如来立像	平成 24		
ره		有形民俗文化財	勝幡寺 元三大師みくじ関係資料 一式	平成 26		
		考古資料	須恵器 大甕	平成 27		
		有形民俗文化財	若山神社 絵馬	平成 30		
			W A TO	2年3日士時占		

※令和2年3月末時点

6 関係条例など

■ 島本町民憲章 (昭和57年制定)

自然は 大地をつくり、

人間はまちをつくります。

まちは、住む人びとの参加によって、より住みよいまちへと発展します。

わたくしたち島本町民は、めぐまれた自然と文化を生かし、互いに助けあいみんなの幸せをねがって、 この憲章をさだめます。

- 1 わたくしたちは、自然を愛し 水と緑の美しいまちをつくります。
- 1 わたくしたちは、きまりを守り 心のふれあいを大切にします。
- 1 わたくしたちは、教養をたかめ 豊かな文化をまもり育てます。
- 1 わたくしたちは、健全な心身をやしない 明るい家庭をきずきます。
- 1 わたくしたちは、若い力を伸ばし 未来へ希望をもってすすみます。

■ 島本町まちづくり基本条例 (平成22年制定・平成23年施行/平成31年一部改正)

私たちのまち島本町は、木津川、宇治川、桂川の三川が合流し淀川となる右岸に位置し、古くから京都と大阪を結ぶ主要幹線を有する交通の要衝として栄えてきました。

また、町域の約7割が山林や原野で、まちの中央を清流「水無瀬川」が流れるなど豊かな自然環境と歴史遺産に 恵まれています。中でも大阪府内で唯一、名水百選に選ばれた「離宮の水」をはじめ、島本の水は、名水の誉れ高く、 まちの誇りであり貴重な財産です。

私たちは、先人たちがたゆまぬ努力で築き、守り、育んできた豊かな自然環境と歴史、文化、産業を更に調和させ、 島本町にこれからも住み続けたいと思える魅力的なまちとして、次世代の人たちに引き継いでいかなければなりません。

町は、これまで町民憲章の制定、人権尊重のまちづくりの推進、情報公開制度をはじめとする諸制度を整えるとともに、住民福祉の増進を図ることなどを町政の基本として運営してきました。

今日、地方分権が本格的に進み、地方自治体の役割と責任が拡大する中、今まで以上に、住民が自治の主役として積極的に町政に参画し、議会及び町と協働してまちづくりを推進することが求められています。

私たちは、平和を願い、お互いが助け合い、一人ひとりの命の尊さと人間の尊厳を認識し、すべての人びとの人権を尊重しながら、島本町民憲章に明記されている「自然は大地をつくり、人間はまちをつくります。まちは住む人びとの参加によって、より住みよいまちへと発展します。」という理念に沿って、自然と調和した個性と活力のある人間尊重のまちを実現するため、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的

第1条 この条例は、住民自治の原則に基づき、島本町における住民の参画と協働によるまちづくりについての基本的な事項を定め、住民、議会及び町のそれぞれの役割及び責務を明らかにすることにより、活力に満ちた住みよい地域社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 住民 町内に居住する者、町内で働く者及び学ぶ者並びに次号に規定する事業者をいう。
- (2) 事業者 町内に事業所を有する法人その他の団体をいう。
- (3) 町 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会 並びに水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う町長をいう。
- (4) 参画 町の政策の立案、実施及び評価に至る過程において、住民が主体的に参加することをいう。
- (5) 協働 住民、議会及び町が目的を共有し、それぞれの特性と立場を理解し、及び尊重しつつ、対等な立場で自主的に連携しながら協力することをいう。
- (6) コミュニティ 住民が互いに助け合い、安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会を実現するため、自主的に結ばれた組織をいう。

第2章 基本原則

(条例の位置付け)

- 第3条 この条例は、島本町におけるまちづくりの基本を定める最高規範であり、他の条例、計画等は、この条例 の趣旨を十分に尊重し、整合性を図るとともに、住民、議会及び町は、これを遵守しなければならない。 (まちづくりの基本原則)
- 第4条 この条例に定める目的を達成するため、まちづくりの基本原則を次のとおり定めるものとする。
- (1) 住民、議会及び町は、一人ひとりの人権を尊重すること。
- (2) 町は、住民の参画に基づき、まちづくりを行うこと。
- (3) 住民、議会及び町は、対等な立場に立ち、協働のまちづくりを推進すること。
- (4) 住民、議会及び町は、互いに情報を共有し、町はその保有する情報を積極的に提供すること。
- (5) 住民、議会及び町は、信頼関係に基づき対話を重ね、まちづくりを進めること。

第3章 住民の権利及び責務

(住民の権利及び責務)

- 第5条 住民は、まちづくりに参画し、まちづくりに関する情報を知る権利を有するものとする。
- 2 住民は、自主的かつ自律的な意思に基づいて積極的にまちづくりに参画し、協働するよう努めるとともに、公共性を重んじ、自らの行動に責任を持つものとする。 (コミュニティ)
- 第6条 町は、コミュニティによる地域における活動を支援するものとする。
- 2 住民、議会及び町は、コミュニティの役割を認識するとともに、尊重しなければならない。

第4章 町議会

(議会の機能)

- 第7条 議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)の定めるところにより、条例の制定改廃、予算の決定、 決算の認定等を議決するほか、町政に関する事項で別に法令及び条例で定められた事項について議決する。
- 2 議会は、住民の意思が町政に反映され、適正に町政運営が行われているかを監視し、けん制する機能を果たさなければならない。

(議会の責務)

- 第8条 議会は、会議を公開するとともに、議会の保有する情報を住民と共有し、開かれた議会に努めるものとする。
- 2 議会は、自らの機能と責務に関する基本的な条例を定め、住民に対し、議会の役割を明確にするように努めるものとする。

(議員の青務)

- 第9条 議員は、議会活動に関する情報、町政の状況等について、住民に対して説明するよう努めるものとする。
- 2 議員は、町政調査、議案提出等の機能を積極的に活用するよう努めるものとする。
- 3 議員は、住民福祉の向上のため、第7条に規定する議会の機能を踏まえ、前条に規定する議会の責務及び前2項に規定する議員の責務を果たすよう努めるものとする。

第5章 町の青務

- 第10条 町は、地域社会が直面している多様な課題を的確に把握するとともに、必要な施策を適正に選択し、総合的かつ計画的なまちづくりを行わなければならない。
- 2 町は、住民のまちづくりへの参画の機会を保障し、対話と合意に基づくまちづくりの推進に努めるものとする。

第6章 情報の共有、情報公開等

(情報の共有)

- 第11条 町は、住民の参画と協働の実効性を確保するため、住民の共有財産である町の情報を住民に分かりやすく 提供するものとする。
- 2 町は、多様な媒体を通じて広報活動の充実を図るなど、情報提供の体制整備に努めるものとする。 (質知書年)
- 第12条 町は、施策の立案、決定、実施及び評価の過程において、その経過、内容、効果等について住民に対し、 説明責任を果たさなければならない。
- 2 町は、町政に関する住民の意見、要望、提案等に対し誠実に応答しなければならない。 (情報公開及び個人情報の保護)
- 第13条 町は、町政に関する情報について、住民との共有を図るため、情報公開を推進するものとする。
- 2 町は、個人情報を保護するための取扱いを徹底し、個人の権利及び利益を保護するために必要な措置をとらなければならない。

第7章 住民参画の推進

(参画の推進)

第14条 町は、意見聴取その他の多様な制度を設け、又は施策を講じ、住民が参画する機会を保障しなければ ならない。

(意見公募の実施)

第15条 町は、町の基本的な施策等を策定しようとする場合は、意見公募(パブリックコメント)を実施し、住民 からの意見の提出を受け、その意見に対する考え方を公表するとともに、提出された意見を考慮して意思決定を 行わなければならない。

(審議会等への参画)

- 第16条 町は、その所管する審議会等の委員には、公募による委員を含めるよう努めなければならない。
- 2 前項の公募による委員の選考に当たっては、男女の構成比、年齢等に配慮し、広く意見が反映されるよう努めなければならない。

(住民投票)

- 第17条 町は、まちづくりに関する重要事項の決定について、直接住民の意思を確認するために、住民投票を行う ことができるものとする。
- 2 町は、前項の住民投票を実施した場合には、その結果を尊重しなければならない。
- 3 住民投票の実施に関する手続その他必要な事項については、その都度、条例で定める。

第8章 行政運営

(総合計画)

- 第18条 町は、計画的な町政運営を行うため、総合的な計画(以下「総合計画」という。)を策定しなければならない。
- 2 町は、総合計画が社会の変化に対応することができるよう常に検討を加え、必要に応じて見直しを行うものとする。
- 3 町は、総合計画に基づく事業の実施に当たり、行政経営の視点から、最少の経費で最大の効果を挙げる手法を選択し、住民の満足度の向上に努めなければならない。

(財政運営)

- 第19条 町は、健全で持続可能な財政運営に取り組むものとする。
- 2 町は、予算、決算その他の財政運営に関する情報を住民に分かりやすく公表するものとする。 (行政手続)
- 第20条 町は、行政運営における公正の確保及び透明性の向上を図り、住民の権利利益の保護に資するため、 行政手続を適正に行わなければならない。

(行政評価)

第21条 町は、効率的かつ効果的な町政運営を行うため、行政評価を行い、その結果を住民に公表するものとする。

第9章 条例の見直し

- 第22条 町は、社会経済情勢の変化等により、この条例の見直しを行う必要があると認めるときは、速やかにその手続を行うものとする。
- 2 この条例の見直しに当たっては、住民の意見を広く聴かなければならない。

☑ 島本町総合計画基本構想の議決に関する条例(平成30年制定・施行)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定に基づき、総合計画基本構想(島本町まちづくり基本条例(平成22年島本町条例第17号)第18条第1項の総合的な計画のうち、本町の将来像及び政策の大綱を示すものをいう。)の策定、変更及び廃止については、議会の議決すべき事件とする。

☑ 島本町総合計画審議会条例(昭和55年制定・施行/平成30年一部改正)

(設置)

第1条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第138条の4第3項の規定に基づき、島本町総合計画審議会 (以下「審議会」という。) を置く。

(仟務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じて、島本町総合計画に関する事項について、調査・審議し、意見を具申するものとする。

(組織)

- 第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。
- (1) 学識経験者
- (2) 町の関係団体が推薦する者
- (3) 住民
- (4) その他町長が適当と認める者

(任期)

- 第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第5条 審議会に会長及び副会長をおのおの1名置き、委員の互選によつてこれを定める。
- 2 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。
- 3 会長は会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。(会議)
- 第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 審議会の会議において必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。(部会)
- 第7条 審議会に、必要に応じて部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総合政策部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

☑ 島本町総合計画審議会条例施行規則(昭和56年制定・施行)

(目的

- 第1条 この規則は、島本町総合計画審議会条例(昭和55年条例第14号。以下「条例」という。)第9条の規定に基づき、島本町総合計画審議会(以下「審議会」という。)の運営について必要な事項を定めることを目的とする。 (部会の運営)
- 第2条 条例第7条の規定に基づき設置する部会は、審議会会長(以下「会長」という。)が指名する審議会委員(以下「部会委員」という。)をもつて組織する。
- 2 部会に部会長及び副部会長をおのおの1名置き、部会委員の互選によつてこれを定める。
- 3 部会長は、部会に分掌させられた事務を掌理し、部会の審議の経過及び結果を会長に報告しなければならない。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 5 部会は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。
- 6 部会は、部会委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 7 会長は、随時部会の会議に出席し意見を述べることができる。
- 8 会長は、必要に応じて各部会の調整を図るため、部会の合同会議又は部会長会議を開催することができる。
- 9 前各項に定めるもののほか、部会の運営について必要な事項は部会長が会長の同意を得て定める。
- 第3条 審議会の事務局は、会長又は部会長の命を受け、会議の運営の補助にあたる。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

7 策定経過

	実施時期	会議等	主な内容
	8月10日~31日	住民アンケート調査	住民 3000 人対象
30年度	8月27日~31日	中学生アンケート調査	町立中学校の2年生対象
2018年度	11月11日・17日	将来のまちの姿を考えるワークショップ	関係団体・公募住民による将来像等の意見交換
	11月14日	第1回総合計画審議会	町長からの諮問、計画概要・策定スケジュール
	1月23日	第2回総合計画審議会	ワークショップ・アンケート報告、序論案の審議
	3月22日	第3回総合計画審議会	人口推計、序論・基本構想案の審議
	4月19日	第 4 回総合計画審議会	序論・基本構想案の審議
「丁广年度	5月28日	第5回総合計画審議会	序論・基本構想案の審議
2019年度	6月6日~7月7日	基本構想パブリックコメント	20 人から 55 件の意見
	8月9日	第6回総合計画審議会	序論・基本構想案のまとめ審議
	8月30日	基本構想の答申	総合計画審議会から町長に答申
	9月30日	町議会9月定例会議	基本構想の可決
	10月21日	総合計画審議会第1回第1部会	基本計画案(1・4・5章)の審議
	10月23日	総合計画審議会第1回第2部会	基本計画案(2・3・6章)の審議
	10月30日	総合計画審議会第2回第2部会	基本計画案(2・3・6章)の審議
	11月11日	総合計画審議会第2回第1部会	基本計画案(1・4・5章)の審議
	11月18日	総合計画審議会第3回第1部会	基本計画案(1・4・5章)の審議
	11月28日	総合計画審議会第3回第2部会	基本計画案 (2・3・6章) の審議
	12月18日	第7回総合計画審議会	基本計画案(7章及び全体)の審議
	1月9日~2月7日	基本計画パブリックコメント	21人から102件の意見
	3月13日	第8回総合計画審議会	基本計画案のまとめ審議
	3月26日	基本計画の答申	総合計画審議会から町長に答申
	3月31日	第五次総合計画を策定	

▼ 島本町総合計画審議会委員名簿

	委員氏名	所属・職名等	備考(所属部会等)
	天沼 由紀子	島本町社会教育委員会議・議長	第1部会
	粟辻 卓	島本町文化推進委員会・会長	第2部会
	大西 義雄	島本町農業委員会・会長	第2部会
	岸 大輔	一般社団法人高槻市医師会	第1部会
	北岡 景樹	島本町自主防災会連絡協議会・会長	第2部会
	厚東 隆	公募委員	第2部会
	後藤 充弘	島本町 PTA 連絡協議会	第1部会
	小林 麻美子	公募委員	第2部会
	小山 登	島本町商工会・会長	第2部会
	坂本 富士夫	青葉会	第2部会
	末岡 友行	公募委員	第1部会
	中瀬 勲	兵庫県立人と自然の博物館・館長	第2部会副部会長
	中村 民子	島本町民生委員児童委員協議会・会長	
	野間 哲夫	島本町人権まちづくり協会・会長	第1部会
	八田 昭雄	島本町自治会長連絡協議会・会長	第1部会
	峯森 好美	社会福祉法人島本町社会福祉協議会・会長	第1部会
	三村 寛一	大阪成蹊大学大学院教育学研究科科長・教授	審議会会長、第1部会副部会長
	山内 康弘	大阪商業大学経済学部・教授	審議会副会長、第1部会部会長
	山本 哲三	島本町林業推進協議会・会長	第2部会
	吉田 長裕	大阪市立大学大学院工学研究科・准教授	第2部会部会長
途中で退任された委員	清水 照光	社会福祉法人島本町社会福祉協議会・会長	
	寺田 つま子	島本町自主防災会連絡協議会・会長	
	中村 民子	島本町文化推進委員会・会長	
	谷田部 才生	青葉会	
	横井 正子	島本町民生委員児童委員協議会・会長	第1部会

■ 諮問・答申

島政政第670号 平成30年11月14日

島本町総合計画審議会会長 様

島本町長 山田 紘平

第五次島本町総合計画について(諮問)

第五次島本町総合計画基本構想及び基本計画について、島本町総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

令和元年8月30日

島本町長

山田 紘平 様

島本町総合計画審議会

会長 三村 寛一

第五次島本町総合計画・基本構想について(答申)

平成30年11月14日付け島政政第670号で諮問のあった第五次島本町総合計画のうち基本構想(案)について、 慎重に審議を重ねた結果、概ねその内容を妥当なものと認め、下記のとおり意見を付すとともに、基本構想(修正案) 及び審議会要点録を添えて答申します。

記

(付帯意見)

- ●本計画の推進にあたっては、本審議会の意見を尊重するとともに、計画策定にあたり実施されたアンケート調査、 ワークショップ、パブリックコメントで示された住民意向や、財政状況、社会経済情勢の動向等を十分踏まえ、ま ちの将来像である「自然と調和した個性と活力のある人間尊重のまち」の実現に向け着実に取り組まれたい。
- ●本計画は、社会経済情勢や行政需要などに大きな変化があった場合は、必要に応じて見直すこととなっているが、 基本計画については、概ね5年で見直すことを検討されたい。

令和2年3月26日

島本町長

山田 紘平 様

島本町総合計画審議会

会長 三村 寛一

第五次島本町総合計画・基本計画について(答申)

平成30年11月14日付け島政政第670号で諮問のあった第五次島本町総合計画のうち基本計画(案)について、 慎重に審議を重ねた結果、概ねその内容を妥当なものと認め、基本計画(修正案)を添えて答申します。

なお、本計画の推進にあたっては、本審議会の意見を尊重するとともに、計画策定にあたり実施されたアンケート調査、ワークショップ、パブリックコメントで示された住民意向や、財政状況、社会経済情勢の動向等を十分踏まえ、まちの将来像である「自然と調和した個性と活力のある人間尊重のまち」の実現に向け着実に取り組まれるよう要望します。

8 用語解説

いきいき百歳体操

高齢者の筋力維持向上をめざし、手首や足首に おもりをつけて、ゆっくり行う体操

え 雨水幹線

雨水を排除するための主要な管渠のこと

→、 ↑介護予防・生活支援サービス事業

要支援認定者または基本チェックリストにより 日常生活上の支援が必要と認められる人を対象 にしたサービス類型で、訪問型サービス、 通所型サービスなどがある

合併処理浄化槽

水洗式便所と連結して、し尿と生活排水など を処理し、終末処理下水道以外に放流するため の設備

かみかみ百歳体操

高齢者の食べる力や飲み込む力をつけることを めざし、口や舌を動かして行う体操

♪ 【 クラウド型システム

遠隔地のサーバーにアクセスし、データやソフトウェアを、ネットワーク経由で利用者に提供するもの

グループホーム

障害者などが、支援を受けながら共同生活を 行う住居のこと

/→ 景観行政団体

景観法に基づき、景観行政を担う行政機関のこと

健康寿命

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと

→ 【公営企業会計

水道事業などの地方公営企業で用いられる 会計方式。民間企業と同様に、複式簿記を 用い、発生主義に基づく会計処理を行う。

国立社会保障・人口問題研究所

人口の将来推計や社会保障費に関する統計の 作成、調査研究などを行う厚生労働省所属の 国立研究機関

子育て世代包括支援センター

妊娠期から子育て期にわたり、妊娠・出産・子育てに関する相談に応じ、保健・医療・福祉・教育などの関係機関による切れ目のない支援を行うための総合相談窓口のこと

子ども食堂

子どもの居場所づくりや、子どもを見守る 環境を整備することを目的に、子どもなどに 対して食事の提供などを行う事業

→ □ コミュニティソーシャルワーカー (CSW)

地域に基盤を置いた、住民に身近な福祉の 総合相談員。年齢や障害の有無に関わらず、 社会的な課題を抱えるすべての地域住民を 対象とし、地域住民や関係機関と連携・協力 しながら支援を行う。

こんにちは赤ちゃん訪問

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭に、 看護師・保健師・助産師が訪問し、育児への 助言や子育て支援に関する情報提供などを 行う事業

さ | 再生可能エネルギー

太陽光、風力、バイオマスなど自然の営みから 半永久的に得られ、継続して利用できるエネル ギーのこと

▶ 支援保育

町では、保育所(園)において、発達上の理由などから支援を必要とする児童に対し、別途保育士を配置してサポートを行っている。(幼稚園においても、キッズサポートとして同様の取組を実施)

市街化区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域のこと

市街化調整区域

都市計画区域内で、市街化を抑制すべき区域 のこと

自治体クラウド

情報システムを外部のデータセンターで管理・ 運用し、複数の自治体で共同利用する取組

指定管理者制度

地方公共団体が住民の福祉を増進する目的で 設置した公の施設の管理運営を、地方公共団体 が指定した民間事業者を含む法人・団体が 行う制度のこと

自動体外式除細動器(AED)

突然心停止状態に陥った時、心臓に電気ショック を与えて、正常な状態に戻す医療機器

児童発達支援

就学前の障害のある児童に対し、日常生活に おける基本的な動作の指導、知識技能の付与、 集団生活への適応訓練などの支援を提供する サービス

↑ 社会保障・税番号制度 (マイナンバー制度)

すべての住民に個人ごとの番号(マイナンバー)を付番し、複数の機関での情報連携を実現することで、行政を効率化し、住民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現するための社会 基盤となる制度

障害者地域生活支援拠点施設

障害者の重度化・高齢化や、「親亡き後」を 見据え、相談や緊急時の受け入れなど、障害 者やその家族の地域生活をサポートする中心 的な施設

小規模保育事業所

原則 0 ~ 2 歳の乳児・幼児を対象とし、 利用定員が6人以上19人以下で保育を行う 事業所

食育

さまざまな経験を通じて、食に関する知識と、 バランスの良い食を選択する力を身につけ、 健全な食生活を実践できる力を育むこと

食品ロス

まだ食べられるのに廃棄されてしまう食品のこと

オースタートカリキュラム

小学校へ入学した児童が、幼稚園・保育所な どの遊びや生活を通した学びと育ちを基礎と して、主体的に自己を発揮し、新しい学校 生活を創り出していくためのカリキュラム

せ 生産緑地地区

市街化区域内にある農地の生産活動により 生み出される緑地機能に着目して、公害や災害 などの防止、農林業と調和した都市環境の保全 に役立つ農地などを計画的に保全し、良好な 都市環境の形成を図る都市計画の制度

性的マイノリティ

性的少数者。同性を好きになる女性(レズビアン)、同性を好きになる男性(ゲイ)、異性を好きになることもあれば同性を好きになることもある人(バイセクシュアル)、からだの性とは異なる性を自認する人(トランスジェンダー)(=それぞれの頭文字をとって「LGBT」とも呼ばれる)のほか、恋愛等の対象や自分の性別認識がはっきりしない・揺れ動く人など、さまざまな人々が含まれる。

成年後見制度

知的障害、精神障害、認知症などにより判断能力が十分でない人の権利や財産などを守るため、本人・親族などの申立てにより、財産管理や契約等の法律行為を代理、補助する後見人等(成年後見人・保佐人・補助人)を家庭裁判所が選任する制度のこと

せ 生物多様性

生態系、種、遺伝子の三つの多様性から構成 され、さまざまな生物の豊かさやバランスが 保たれている状態

た | タウンミーティング

地域の課題や町政について、住民の方々と町 が直接意見交換を行う対話集会

男女共同参画社会

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参加する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的、文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担う社会

・ ▶地域包括ケアシステム

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、 住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制のこと

地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるよう、介護保険やその他の保健福祉サービスを適切に利用するため、社会福祉士・保健師・主任ケアマネジャーなどの専門スタッフが、総合的な相談や権利擁護、介護予防のケアプランの作成などのさまざまな支援を行う機関

地域密着型サービス

認知症高齢者や中重度の要介護高齢者等ができる限り住み慣れた地域での生活が継続できるように、平成18年4月の介護保険制度改正により創設されたサービス類型

地下水のかん養

降水、河川水など地表の水が地下浸透して 帯水層に水が供給されること

地区福祉委員

社会福祉協議会の内部組織で、基本的に小学校区ごとに組織されている地区福祉委員会の委員のこと。地域の支えあいのための活動を展開する中心的役割を担っている。

つ ■ 通学路交通安全プログラム

地域住民や関係機関が連携し、通学路の安全 確保に向けた取組を行うための基本方針

て 低炭素 (脱炭素)

地球温暖化の原因とされる二酸化炭素の排出 量を低く抑えること。近年は、二酸化炭素の 排出ゼロをめざす脱炭素が提唱されている。

▶ ♦ 特殊詐欺

振り込め詐欺と、それに類似する手口の詐欺の総称で、詐欺を行う相手と面識がない不特定多数の人に対し、電話やメールなどを用いて、銀行口座に振り込ませたり、現金等をだまし取ったりする行為

特定健診 (特定健康診査)

平成 20 年度から、医療保険者が 40 ~ 74 歳の加入者(被保険者・被扶養者)を対象として行っている内臓脂肪型肥満に着目した健康診査のこと

都市計画区域

自然的・社会的条件、人口、土地利用、交通量などの現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備・開発又は保全する必要がある区域のこと

都市農業

市街地及びその周辺の地域において行われる農業

土地区画整理事業

道路、公園などの公共施設を整備・改善し、 土地の区画を整え、宅地の利用の増進を 図る事業

> ■ 認定こども園

就学前児童に対する教育と保育を一体的に 行う施設

ル+ ハザードマップ

地震や水害などの災害の発生時に、住民が 迅速かつ的確に避難できるよう、避難場所 や避難経路などの各種情報を分かりやすく表示 した地図のこと

働き方改革

働く人々が、個々の事情に応じた、多様で 柔軟な働き方を自分で選択できるようにする ための改革。国が自治体や企業などと連携 しながら推進し、労働時間、賃金、雇用形態 などに関する各種制度の改正などを進めて いる。

パブリックコメント

町が基本的な施策などに関する計画や条例 などを策定するときに、案を事前に公表して 意見を募集し、提出された意見を考慮して 意思決定を行い、提出された意見とそれに 対する町の考え方を公表する制度

ょ ハラスメント

相手に対して行われる「嫌がらせ」のこと

バリアフリー

障害者や高齢者が生活をおくる上でバリア (障壁) となるものを除去するという意味で、 もともと住宅建築用語で登場し、段差など の物理的障壁の除去をいうことが多いが、 より広く障害者などの社会参加を困難にし ている社会的、制度的、心理的なすべての バリア(障壁)の除去という意味でも用い られる

人工物の増加、地表面のアスファルトなどに よる被覆の増加、それに伴う緑地や水面の 減少、さらに冷暖房などの人工排熱の増加 により、都市部の気温が郊外に比べて高く なること

病児・病後児保育

児童が病中または病気の回復期にあって 集団保育が困難な期間、保育所や医療機関 などに付設された専用スペースで、保育及び 看護ケアを行う事業

ふ ファミリー農園

休耕地などを住民に貸し出し、園芸を楽しんでもらう制度。町では、地権者と利用者との仲介を行っている。

個人や集団の人種、国籍、思想、性別、障害、 職業、外見などを誹謗・中傷、差別するなどし、 さらには他人をそのように煽動する言論や表現

ルス 保安林

木材の生産という経済的機能よりも、災害の 防止、産業の保護その他の公共の福祉の増進 を目的として、森林法により一定の制限、 義務が課せられた森林。保安林では、立木の 伐採など一定の行為を行う際には、府知事の 許可が必要となる。

防災行政無線

防災関係機関への連絡や、住民への防災情報 の伝達のほか、平常時には一般行政事務に 使用できる、地方自治体が整備する無線通信 システム

母子・父子自立支援員

母子父子寡婦福祉法に基づき、町長が委嘱 する相談員。ひとり親家庭や寡婦からのさま ざまな相談に応じ、助言や情報提供、就労 支援などを行う。

み 民生委員児童委員

厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉や児童福祉の増進に努める方々のこと

あらかじめ、障害の有無、年齢、性別などに かかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市 や生活環境をデザインする考え方

ら ^{ライフステージ}

幼年期・児童期・青年期・壮年期・高齢期など、 人の生涯における各段階のこと

ね 離宮の水

水無瀬神宮境内にあり、昭和 60 年に大阪府内で唯一、環境庁(現・環境省)認定の「全国名水百選」に選定された。名水を活用したまちづくりとして、町や商工業者などが連携し、離宮の水を使った商品を認証する事業(離宮の水ブランディング事業)を実施している。

立地適正化計画

市町村が都市全体の観点から作成する、居住機能や福祉・医療・商業などの都市機能の立地、公共交通の充実などに関する包括的なマスタープラン

両親教室

妊娠中の方とその家族を対象に、出産や育児 について学ぶ講座(町ではパパママクラスと して開催)

わ「ワークショップ

さまざまな立場の人が意見を出し合い、互い の考えを尊重しながら、意見などをまとめ 上げていく手法

ワークライフバランス

「仕事と生活の調和」と訳され、それが実現した社会は、一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会と定義される

英

Artificial Intelligence(人工知能)の略。 人間の思考プロセスと同じような形で動作する プログラム。

IoT

Internet of Things (モノのインターネット) の略。あらゆる物がインターネットを通じてつながることで実現するサービス、ビジネスモデル、それを可能とする技術の総称。

NPO

Non Profit Organization (民間非営利組織) の略。さまざまな社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人を「特定非営利活動法人(NPO法人)」という。

PDCA サイクル

生産・品質等の管理を円滑に進めるための 業務管理手法の一つ。①計画 (Plan) を立て、 ②計画に基づいて業務を実行 (Do) し、③ 実行した業務を評価 (Check) し、④評価に 基づいて見直す (Act) というサイクルを繰り 返すことで、継続的な業務の改善をめざす。

RPA

Robotics Process Automation (自動化技術) の略。これまで人間が行ってきた定型的なパソコン操作をソフトウェアのロボットにより自動化するもの。

SNS

Social Networking Service の略。個人間のコミュニケーションにより社会的なネットワークを構築するインターネットを利用したサービス。

4 R

リフューズ(Refuse・廃棄物等の発生回避)、 リデュース(Reduce・廃棄物等の発生抑制)、 リユース(Reuse・再利用)、リサイクル (Recycle・再資源化)の4つの頭文字をとっ たもの

98